

第1部 パネルディスカッション

「市民はどう動いているか——外国人相談の現場から——」

塩原 続きまして、第1部のパネルディスカッションに入ります。「市民はどう動いているか——外国人相談の現場から——」と題しまして、お3方のパネリストをお呼びしております。1人目が奴田原敏泰（ぬたはら としひろ）さんで、「町田国際交流センター」の外国人相談部会長を務めていらっしゃいます。2人目が柿澤澄夫さんで、「さがみはら国際交流ラウンジ」でご活躍の方です。3人目が弁護士の関聡介さんで、成蹊大学のロースクールでも教えていらっしゃるとともに、本学の特任研究員を務めていただいております。それでは、奴田原さんからお願い致します。



◆ 町田市の外国人相談の現状と課題

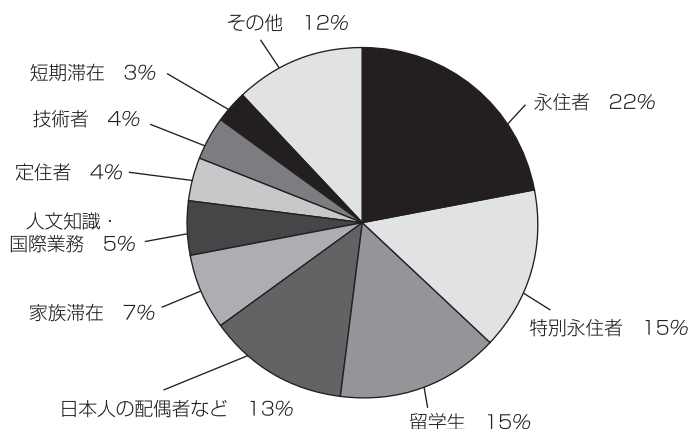
奴田原敏泰 町田市における外国人相談の現状と課題ということで、報告させていただきます。

最初に、町田市に居住する外国籍住民について簡単に説明します。

町田市の外国人登録者数は、2007年4月現在、4,863人。市人口は07年6月1日現在41万4,490人で、人口比率は約1.2%。男性が2,108人、女性が2,755人で、女性が647人多い。世代別人数では、20代1,462人、30代1,267人と圧倒的に多く、これは男女ともに共通の傾向がある。次に40代が821人ということで、そういった数字から見ると、現在働いている世代が多いことが推測される。それから、留学生が多いというのが特徴です。

在留資格別外国人登録者数（07年1月1日現在）は、一番多いのは永住者で1,777人で、2番目が留学生の756人、3番目は日本人配偶者などということで656人います。4番目は家族滞在で362人。今の4グループを合計すると3,554人で、全体の73%を占めています。さらに、人文知識・国際業務の方が233人、定住者が213人、技術者が192人という数字になっていて、短期滞在が162人と続いています。全体としては、当初申し上げましたように、4,863人の在留資格を有している方がおられますが、この中に在留資格のない方も106人含まれているということです（下グラフ参照）。

■ 町田市における在留資格別外国人登録者の割合





奴田原敏泰

こういった統計数字から見ると、町田に滞在する外国人はいわゆるオールドカマーの2世、3世であったりすることも推測できるのではないかと。また、中国、フィリピンを中心とするニューカマーが最近の傾向ではないかと思います。

次に、「町田国際交流センター」の外国人相談部会について、お話しします。センターの中で、現在、外国人相談部会は約50人が登録されておりますが、常時活動している人は15～20人だと思います。活動の全体的な目標としては、町田市、ならびに近郊に居住、労働する外国人、ならびにその家族ないしは学ぶ外国人学生への在留資格などの問題を含む生活相談、行政情報の伝達などでの日常生活での援助、必要な場合は専門家の紹介を含むというようなことです。

外国人相談部会の主たる活動については2つ考えております。ひとつが、外国人のための専門家による無料相談会の実施です。チラシを年に3回配りまして、外国人のための専門家による無料相談を行っています。もうひとつは、毎週木曜、土曜日に外国人のための生活相談をやっています。この2つが我々の活動の大きな柱になります。

外国人のための専門家による無料相談会について、ご説明致します。07年度、市では町田市文化・国際交流財団が主催する外国人のための専門家による無料相談会を2回、「東京外国人支援ネットワーク」との共催で行う外国人のための専門家による無料相談会を1回行いました。06年度は2回実施しました。07年6月30日と9月30の実施では、6月は12人16件の相談で、9月は18人26件の相談がありました。相談に来られる方は町田市民だけではなくて、近郊の人たちも含まれています。

相談内容は、多岐にわたりますが、在留資格、ビザなどにかかわる相談が半数を占めています。その次に結婚、離婚、親子などの相談が約25%。相談者は人数的には少ないかもしれませんが、相談の内容としては、合法的な滞在資格のギリギリのところにいる人たち、あるいは、結婚、離婚の先行きに自分の滞在資格が大きく影響を受けている人たちがいることがその内容から想像できると思います。次は保険、年金、税といった相談で、さらには労働、賃金などの就労に関する相談。交通事故、損害補償などというような相談がありました。

本来、外国人のための専門家による無料相談会というのは、在住外国人を地域住民として共に生活していくために、どのような施策が必要かという問いに答え

るべきものと考えています。それは先ほどもありましたように、総務省が06年3月に作成したコミュニケーション支援、地域における情報の多言語化、それから日本語および日本社会を学習するための支援。それから、2番目として生活支援、居住、教育、労働環境、医療、保険、福祉、防災などでの支援というふうに私たちも考えております。

この中で日本語学習については、我々のセンターの日本語部会が大変活発な活動を行っています。しかし、残念ながら、他の分野では現実にはまだ十分な活用段階にあるとは思いません。というのは、私たちの方においでいただく相談者の問題というのは、その人たちの在留資格の問題だったり、結婚、離婚ということで、それが相談の大半を占めています。そういったことのために現在行っている外国人のための専門家による無料相談会では、ご専門の方々、すなわち弁護士、行政書士、社会保険労務士の方々の高い専門性を必要とする、突っ込んだ相談が相談者から要求される内容になっております。そのために我々としても、それに対するボランティアの通訳の人たちの問題点の正しい理解や通訳というのは非常に大事な使命になってくると考えています。

外国人のための専門家による無料相談会における我々の現況としては、事務局と協議した上で、無料相談会の実施回数やポスターの内容やデザイン、配布枚数、方法、あるいは当日の相談の流れというようなことを事務局と協議して決定しています。無料相談会にセンターの人たちは、他部の人たちも含めて、30人ぐらいにいつも参加していただいています。以上が外国人のための専門家による無料相談会についてです。

次に、毎週行っております、木曜、土曜の外国人のための生活相談について、ご説明します。センターの外国人相談部会では、毎週木曜日と土曜日の午後1時半から午後3時半まで相談に応じるようにしています。だいたい15人ぐらいの人たちが来ており、相談があった場合にはそのうちの何人かが対応し、ほかの人たちは勉強会を開くようにしております。今、木曜、土曜に15人ぐらいの方が来られるわけですが、それが町田の特別な状況だと思います。

相談件数については、例えば、07年4月から6カ月間に約100件の相談がきています。内容としては、在留資格、家族、子どもらの教育の問題、通訳、翻訳などです。大体過去5年間の年間の平均的な相談件数としては200件強という感じで、主要言語としては日本語、中国語、英語、スペイン語、韓国語、タイ語となっています。最近の傾向としては、アフリカの人たちの相談や翻訳が少し増えているという傾向があります。国としてはガーナやナイジェリアなど、課題を抱え

た地域の人たちです。

次に、これからの課題や活動の方向についてお話しします。私たちは、木曜日、土曜日に行っている外国人のための専門家による無料相談会を主要なテーマと目標にしています。そのために相談については、相談会を運営する傍らで勉強会に集まっている人たちを中心にして、長期的あるいは組織的な学習プログラムを何人かのグループで協議して、提案してもらおうということを考えています。そして、それを外国人相談部の人たちが実施するというようなことで、その内容を決めております。現状としては、相談の内容が先ほどの滞在資格や結婚や離婚など、そういう相談が多いわけですから、おそらく教育のプログラムはそういったものを中心にしたものになると思います。

その他、市の行政にかかわる問題として、居住、教育、労働環境、医療、保険、福祉、防災などがありますので、それに必要なプログラムを市側とも相談して作成する必要があると考えています。翻訳については、インターネットの活用が非常に有効ではないかと個人的には思っております。相談の内容を受けたときに、それを定期的にみんなで検討、あるいは改善していこうということで、進行中の相談内容についても、その相談の内容でいいのかどうかということをみんなの知恵を出し合って、いい方向へ問題解決できるように打ち合わせ会も定期的に行っていこうと申し合わせをしています。

それから、センターでは私たちの部会も人数的には少ないので、交流センター全体の他部への協働作業の推進をお願いしようとしています。例えば、タイ語とかタガログ語とか、そういう人たちの支援を受けていこう。他部会からの当部会への参加の促進をしていこうとも思っています。さらには、近隣地域交流センターとの情報交換、連携の促進。今回もこういった催しがありましたので、相模原市の「さがみはら国際交流ラウンジ」とも情報交換するきっかけをつくらせていただきました。

町田市の特徴である外国人留学生を卒業後、何とか日本での就職の促進をセンターとして支援することができないだろうかというようなことも提案していきたいと思います。

全体としての検討議題としましては、会員への啓蒙活動、また新たな活性化への一環として、できれば専門家に来ていただいて、分かりやすい出入国管理および難民認定法というようなものについての講習会を年数回開いてほしいという要望を持っております。これには他部会からも参加していただいて、なるだけそういった外国人との共生に関心を持っていただこうということを考えております。

それから、それに関連するいろいろな憲法や法律がありますから、そういったものの入門的な学習も我々のセンターとして行っていきたいと考えています。

一般の市民の方、若い人たち、主婦たちの国際交流活動の参加を促進するために、さまざまな取り組みをする必要があると思います。例えば、他の交流センターで実施されている、外国人が行政の窓口へ相談に来た場合に有償通訳ボランティアの派遣、あるいは、市民病院などへの有償ボランティアの通訳派遣も検討課題だろうと考えています。それから、中国語、韓国語、タガログ語というアジア系の言語ができる人が少ないので、事務局、外国語部会とともに検討させてもらいたいと考えております。

それから、07年度の町田市の行政上の仕事の目標という中に多言語での行政サービス情報提供や日本語学習の支援および生活支援ということが謳われていますので、支援の具体的内容を早く明らかにしていただきたいと思っています。

最後に、東京都への依頼事項では、医療通訳のための公式な資格制度の設立を東京都として早くやっていただきたいと思っています。

塩原 続きまして、「さがみはら国際交流ラウンジ」の柿澤さんにお話をいただきます。

◆ 相模原市での市民協働の実践例の報告

柿澤澄夫 「カラバオ・相模原」の柿澤です。今、「さがみはら国際交流ラウンジの」という紹介がありましたが、後に「カラバオ・相模原」と「さがみはら国際交流ラウンジ」の関係をお話ししますので、その関係が分かります。

今日は市民協働や市を超えた協働の可能性を探るというテーマですが、その現状と課題までは話せないだろうと思っていて、実践例を中心に話をしたいと思います。

まず、資料ですが、過去5年間の相談件数の統計と07年3月までの相談件数や市役所との連携の件数、さらに「カラバオ・相模原」の紹介も入れています(資料p. 120～122 参照)。

最初に事例報告を2つほどします。私たちのこの外国人の相談支援業務は市役所とそれこそ協働しないとできないことでありまして、そんな例を最初に。

今日も市役所の外国人相談支援課の人がラウンジへ来ました。そのケースは、女性が臨月を迎えまして、その出産をどうしようかということでした。実際にはお産は済んでいるんですけども。その人は外国人でパスポートを持っていない。どこの国か分からないということで、外国人登録もしていないという女性が臨月



柿澤澄夫

を迎えてしまいました。夫は日本人でなくて、同国の外国人でどこかに行ってしまった、出産費用も出せないという状況で、これは助産制度を適用する以外にないと、市役所の生活支援課が最初に動いた。その人は日本語が十分でないので、通訳をお願いしたいということで、「さがみはら国際交流ラウンジ」へ来ました。「ラウンジ」は通訳を組織していますから。それから、そのケースについて、どういうふうにしようかということで市役所の人と「ラウンジ」で相談して、助産制度を適用してその人は出産しました。出産後、市の人が2、3回来て、私たちはここまでではできるから、ここから後は「カラバオ・相模原」でやってくれないかという相談を受けました。

出産後、まず外国人登録をしないとその次の踏み出しができません。市役所の人は何とか外国人登録が相模原市でできるような取り組みをするということで、いろいろ調べて一生懸命やっています。子どもの国籍を取ることに関しては、お母さんの国籍が取れば、子どもの国籍もすぐ取れるので、大使館に行かなくてはいけません。市はそういうことは大変なので、「カラバオ・相模原」でやってくれないかということで話し合いました。

子どもは2,000グラムギリギリで生まれて、養育医療をしないといけない。調べると、養育医療の場合は保健所が関係するということで、保健所ともやらなければいけないかということを相談していたのですが、病院が養育医療は必要ないということで退院して、今は母親の外国人登録と子どもの国籍を取るということを市役所と一緒に相談しながらやっています。

もうひとつ、もう8年くらいいろいろと相談にあずかっているケースがあります。私は相模原で活動していますが、町田市在住の外国籍の女性です。この人はDV（家庭内暴力）で熊本県から町田市に逃げてきました。町田市に知っている人がいたので、子ども2人を連れて、その人の家に逃げ込んだのですが、その町田市の同国人が相模原市で働いている私どものスタッフを知っていたものですから、それを通して、「カラバオ・相模原」に相談がありました。

その人の上の子は日本人登録をしたのですが、下の子は日本人登録してなくて、自国の登録をしたというのです。まず、その人たちの生活をどうするかということですが、生活保護というのは、どこの市町村に行ってもそうですが、住所のあるところでないとは適用はしません。ですから、町田市在住の知人の住所に一時いるということにして、町田市の市役所の生活支援課に行って、生活保護のお

願いをして適用してもらいました。家を探して、町田市に住むようになりました。子ども2人はまだ幼稚園だったのですが、保育園に入って、そのお母さんはその保育園から仕事をもらったりして、それで何とか生活保護とその働きで生活するようになりました。

その人の世話をしたお陰というか、町田市でその人が知っている外国人はその人を通して、「さがみはら国際交流ラウンジ」の「カラバオ・相模原」に相談に来ます。私も町田の生活支援課の職員の方たちとは大変顔見知りになって、お願いに行った人たちに問題があると私のところにどうするんだというような電話がかかってくることがあります。町田市役所の方とも協働というか、意思疎通を図りながら、町田市の在住だから町田市のNGOに「そっちでやって」と言って突き返すことがないようにやっています。

その人は離婚をしたいと言いました。離婚の調停裁判をしなければ、離婚できないのですが、調停裁判をするときには訴える側が、相手が住んでいる地域の裁判所に行かないといけない。この人は町田から熊本まで行かないとできないということで、何とかできないかということで熊本のNGOにお願いしたのですが、できないということで突き返されました。

どうしようかと案じているときに、幸いなことに向こうの法務局から、こういう離婚届が出ているけれども、これは本物か、という問い合わせが本人にありました。その相談が私のところにきて、それは子どもの所属が全部父親の名義になっていたものですから、それでは違うということで法務局へ。この離婚届は本人が書いた覚えがない、違うから、ということだったら、離婚届は受けてもいいということを向こうの法務局を通してやりました。その母親の住所を相手に分からせないために、子どもの住所は向こうのままにしておきました。法務局とやりとりしながら交渉している中で、幸いなことに父親が子どもの養育権は母親に渡す、ということを承諾して、2人の子どもの養育権は母親になり、法務局を通して離婚が成立しました。しばらくしてから父親に分からないように子どもを町田の住所に移したいということで、市役所の戸籍課の人たちと何回か相談しました。相談を重ねましたが、最終的には、分からないようにする道はないということであきらめて、警察に事情を説明、父親に「手出しをしない」という誓約を承認させた上で、子どもの町田への転出をしようということで落ち着いています。そんなことで、ずいぶんその人を通して、町田市あるいは横浜市などのその人につながる外国人の相談も受けて、知らず知らずに市町村の枠を超えて相談を受けてしまっているという状況があります。

「カラバオ・相模原」は91年につくりました（資料p. 120参照）。「さがみはら国際交流ラウンジ」は、NGOが中心になって、相模原市に我々が活動できる根拠地をつくってくれということで、今から11年前にできました。その前、今から14年ぐらい前に市が「さがみはら国際プラン」というのを作っていたわけですが、それを作るのにも「カラバオ・相模原」も含め、NGOの人たちがいろいろ活動しました。市役所には外国人の相談部門もあるので、相談を受けています。NGOの「カラバオ・相模原」も、「さがみはら国際交流ラウンジ」で相談活動をしています。毎年200件を超える相談がありますが、ここ5年間は在留資格や入管にかかわる相談が非常に多いです。この中ではフィリピン、タイ国籍の人からの相談が多い。07年の1月から10月までの全体では189件。各市町村別の相談では、189件のうち町田市の相談が20件、町田市でも相模原市でもない人たちの相談が42件です。先ほど市との連携の話をしましたが、特にDVで離婚しなければならなくて、生活保護を受けなければいけないというような相談が、最近ものすごく増えています。これは市役所の生活支援課と一緒にやらないとできないということで、統計にも市、県と連携してやらなければいけないものが48件となっています。裁判所に行ったケースが9件、入管に行ったケースが67件で、行政との関係は非常に密接です。今年の相談で国別に多い順に並べるとフィリピン、タイ、カンボジア、中国ということになります。

塩原 続きまして、関さんの報告に移ります。関さんはこの研究班の一員として、町田と相模原の外国人相談の比較検討をさせていただいていまして、今日はその中間報告をさせていただくことになっております。

◆ 町田・相模原における外国人相談の比較

関 聡介 私はもともとの本業が弁護士ということもあって、法律相談を切り口にこういうこととのかかわりを持つようになりました。その関係で、町田・相模原地域の外国人相談の比較検討をするというテーマを与えられまして、作業をやっています。

私は生まれは東京都武蔵野市ですし、育ったのも埼玉県で、町田・相模原はあまり来たこともないところだったので、その点で土地勘がなく苦戦しております。まず、この地域がどういうところなのかという把握から始めているうちに11月になってしまった、という状況です。今日の話は、プレフォーラムということで中間報告的なものとご理解いただきまして、若干雑な内容になることをお許しいただきたいと思います。

まず渡戸・関班のテーマですが、一番大きなテーマとしては、行政区を超えた連携・協働の在り方ということで、まさに隣接しながらも都県境が横たわっている町田・相模原がうってつけではないかということでこの地域がフィールドとして選ばれたということです。目標としては、基礎自治体の外国人施策の諸条件です。いったいどういうものが必要な条件なのかということを研究して、それを研究する過程で行政境界がどういうふうにバリアになっていて、連携・協働していくことによって、どのような解決ができるだろうかという点を模索するという、大変壮大な計画になっています。



関 聡介

外国人相談ということだけで申しますと、具体的研究方法としては、まずは外国人相談というものに関して、行政境界が間に入っていることで、分断の実情はどうなっているのか。例えば、移動が制約されたり、情報流通が制約されたり、さらに、極端に言うところ、その自治体の住民しか利用できないような相談サービスだったりすれば、利用自体が制約されたりすることになります。そのような観点から調査をしようということです。

さらに進んで、利用者の観点から、こういう点が使いにくいとか、行政の境があるためにこの辺が嫌だというような点があれば、抽出していこうということであり、それを踏まえて、行政境界を乗り越えて何らかの解決策が見いだせないだろうか、というような形で話を進めていこうと考えています。まだこれは途中の段階で、07年4月から始めて、今、ここに至っているわけですが、ある程度見えてきているものもありますので、今日はその点についてご紹介したいと思います。

先ほどお話しした通り、私はこのあたりの地理的な感覚がなかったものですから、まずそこから確認をしました。東京の中で町田市というのは一番南の端っことで、相模原市は神奈川の中では北の端っこということで、それぞれそういう感覚はお持ちかと思います。しかし、東京都と神奈川県地図を合体させていきますと見事に2都県の真ん中あたりを占めるということが分かります。そういう意味では、そんなに悪い位置ではないということです（次ページ地図参照）。

町田市はまるでイタリア半島みたいな形で神奈川県の中に食い込んでいますが、無責任なことを言えば、これはもう神奈川県に入ってしまった方が自然な形になるのではないかと思うぐらいの地理的な環境です。そういう意味では、合併で大きくなった相模原市と町田市は一緒にやっていく方がむしろ自然である、と

いふべき地理的な位置関係にあるというふうに部外者からは見えます。

外国人登録などに関しては、渡戸先生のお話にもあった通り、少し相模原と町田とは傾向が違います。まず登録数そのものを見ますと（下表参照）、最新の状

■ 町田（東京都）／相模原（神奈川県）の位置関係図



■ 町田／相模原の外国人登録数の推移

	2007年				2003年			
	基準時	外登数A	総人口B	A/B	基準時	外登数A	総人口B	A/B
町田市	2007/01/01	4,938	408,238	1.21%	2003/01/01	3,745	393,666	0.95%
相模原市	2007/05/31	10,633	704,767	1.51%	2003/03/31	8,586	616,355	1.39%
全国	2006/12/31	2,084,919	127,770,000	1.63%	2002/12/31	1,851,758	127,486,000	1.45%

況では全国では総人口——「総人口」というのは日本人の人口と外国人登録人口を合わせた総人口ですが——その1.63 %、全国で208万人ぐらいの外国人登録があるという状況です。町田・相模原は若干その平均よりも少なく、それぞれ1.21 %と1.51 %という形です。ただ、町田について見ますと、03年は0.95 %だったということで、このところ、結構な勢いで外国人比率が増えているということがいえます。人口密度も確認しておきますと、1平方キロメートル当たりの外国人登録人数ということで見ますと、もともと相模原は03年には町田よりも密度が高い状況で外国人登録がありました。ただ、旧津久井郡が合併したことによって、現状では数字上は薄まっています。合併前の相模原市に関していうと、相変わらず町田市よりも密度が高いということだと思います（下表参照）。

■ 町田／相模原の外国人登録人口密度の推移

	2007年				2003年			
	基準時	外登数A	面積C	A/C人	基準時	外登数A	面積C	A/C人
町田市	2007/01/01	4,938	71.6	69.11	2003/01/01	3,745	71.6	52.3
相模原市	2007/05/31	10,633	328.8	32.34	2003/03/31	8,586	90.4	94.98
全国	2006/12/31	2,084,919	377,915	5.52	2002/12/31	1,851,758	377,915	4.9

※相模原市は、旧津久井郡合併によって大きく面積が増大した。

外国人登録は皆さんもご存じの通り、実はかなり偏在してしまして、先ほど渡戸先生の方で、日本の中で埼玉、千葉、東京、神奈川で全国の35 %という話がありましたが、上位10都道府県で全国の70 %が集中しているという状況で、かなり偏在が見られるというのが特色です。

こういう状況で、町田・相模原は外国人登録人口密度自体は全国平均よりも高めであるという点で共通すると思われますが、登録国籍の内訳を見ますと相当程度違っているということです。

例えば、相模原はフィリピン、ブラジルやインド、ベトナム、ペルーあたりの国籍が多いですが、町田はそのあたりが逆に少なく、米国や英国籍の方が比較的多い。こういう形で、町田・相模原は登録されている国籍内訳はかなり違います（次ページ表参照）。

■ 国籍別外国人登録数（2007年1月現在）

全国			相模原市			町田市		
国籍	%	人	国籍	%	人	国籍	%	人
①韓国・朝鮮	28.7	598,219	②韓国・朝鮮	19.7	1,977	②韓国・朝鮮	24.6	1,213
②中国	26.9	560,741	①中国	26.7	2,689	①中国	37.8	1,865
③ブラジル	15.0	312,979	④ブラジル	5.2	522	⑩ブラジル	1.0	50
④フィリピン	9.3	193,488	③フィリピン	16.0	1,609	③フィリピン	10	492
⑤ペルー	2.8	58,721	⑥ペルー	3.2	318	⑫ペルー	0.9	42
⑥米国	2.5	51,321	⑦米国	3.1	307	④米国	5.8	284
⑦タイ	1.9	39,618	⑤タイ	3.5	356	⑥タイ	1.9	94
⑧ベトナム	1.6	32,485	⑩ベトナム	1.8	181	⑨ベトナム	1.0	50
⑨インドネシア	1.2	24,858	⑮インドネシア	1.0	100	⑪インドネシア	1.0	47
⑩インド	0.9	18,906	⑨インド	1.9	195	⑦インド	1.5	72
⑪英国	0.9	17,804	⑬英国	1.0	105	⑤英国	2.1	105
その他	8.4	175,779	その他	16.9	1,696	その他	12.6	624
登録総数	100	2,084,919	登録総数	100	10,055	登録総数	100	4,938

年齢層について見ますと、これは先ほど渡戸先生のお話にもあった通り、町田・相模原で年齢層や性別層に関してはそれほど大きな違いはありません（右ページ表参照）。ただし、全国規模で見ますと、外国人登録者数の年齢分布と日本人住民登録者数の年齢分布とを比べると明らかに違います。外国人の場合には20代、30代、40代が非常に多く、逆に日本人は高齢者、50代以上が非常に多いということがはっきり言えます。外国人は、働き盛りの世代が非常に多いということが言えます。

さて、以上の前置きを踏まえて、本題に入っていきます。まず、町田と相模原の外国人相談体制を比較しようということで、調査を致しました。先ほど奴田原さんからご紹介があったのが町田市で、そのときに定例の専門家相談と常設の生活相談があるというお話でした。実施主体としては、これは町田市ではなくて、「町田国際交流センター」となっています。あくまでもこのセンターが実施主体となっているのが町田の特徴で、先ほどもお話があったように、常設相談週2回と専門家相談年3回ということがかなりシステマチックに行われているのが特徴と見受けられます。ふだんの相談の方はセンター所属のボランティアの方々と、

■ 町田／相模原の年齢別外国人登録数

		10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計	構成率
町田	男	139	123	511	541	358	161	81	38	24	1976	44.5%
	外国人	女	149	149	708	673	443	187	87	45	2460	55.5%
登録者数	計	288	272	1219	1214	801	348	168	83	43	4436	
	%	6.5%	6.1%	27.5%	27.4%	18.1%	7.8%	3.8%	1.9%	1.0%	100%	
相模原	男	344	308	1410	1317	883	399	153	52	42	4908	46.4%
	外国人	女	318	395	1536	1623	1058	453	176	65	5661	53.6%
登録者数	計	662	703	2946	2940	1941	852	329	117	79	10569	
	%	6.3%	6.7%	27.9%	27.8%	18.4%	8.1%	3.1%	1.1%	0.7%	100%	
全国	男	5779	6270	7555	9358	7800	9309	7658	5509	2294	61532	48.8%
	日本人	女	5498	5955	7218	9099	7692	9433	8210	6794	64590	51.2%
人口	計	11277	12225	14773	18457	15492	18742	15868	12303	6985	126122	
	%	8.9%	9.7%	11.7%	14.6%	12.3%	14.9%	12.6%	9.8%	5.5%	100%	

注：外国人登録データの基準時は町田市は2006年、相模原市は2007年5月。日本人人口は2007年4月

その中には行政書士の資格を持った方もいらっしゃるとうかがっていますが、そういう方が週に2回の相談を担当されています。年3回の専門家相談に関しては、弁護士、行政書士、社労士、人権擁護委員、保健士、保育士などの専門家を呼んでやっておられます。全部合わせて200～300件の相談をここでやっているというのが大ざっぱな認識になります（p.26表参照）。

対する相模原ですが、先ほど柿澤さんのお話にもありましたが、面白い役割分担がされています。市役所は市役所で法律相談と生活相談をやっていて、それとは別に「さがみはら国際交流ラウンジ」という場を使って、NGOが相談をやっているという形態です。多重かつ柔軟な体制が敷かれているということになります。市役所では、通訳は中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語が一応用意されているということで、それを外国人相談員が兼務して通訳をやっているということが特徴になっています。法律相談は月1回ですが、そのときに外国語の通訳が必要ということであれば、その外国人相談員兼務の通訳の方、その言語の通訳の方がそこに立ち会って、弁護士相談のところに入り、通訳として活躍しているということをうかがっています。



相談数としては、06年では、面接相談321件と電話相談が101件という数字になっております。これは市役所でやっている相談ですが、それとは別に先ほど柿澤さんのおっしゃった、ラウンジを舞台としたNGOが独自にやっている相談というものが存在していて、そこは内容が空欄になっていますが（p. 26表参照）、先ほどの柿澤さんの

お話にあったような実情のものですし、数字も柿澤さんの資料が最新のものだと思います（資料p. 121、122参照）。

こんな具合で町田と相模原の外国人相談の現状は大きく異なります。研究テーマとしては、これらの違いを踏まえ、相互連携する可能性やメリット、デメリットはどんなものなのかという話に、最後はいくと思います。今、ご報告のは中間的なものですが、この内容を踏まえまして、町田と相模原の相談を連携・協働して実施していくメリット、デメリット、そして、それは本当に可能なのかということを今後、我々は検討していきたいと思っております。

今、いろいろと見ている中では、メリットとしては、まず、スタッフやボランティアや専門家の交流や共通化ができるということが第一に挙げられます。先ほど柿澤さんが言われたように、信頼できる言語スタッフがいなくなってしまうと、相談が下火になったりするということから分かる通り、力のあるスタッフやボランティアや専門家というのは案外おらず、確保が難しいです。地域の中でそういう人材が交流して、共有化されていかないと、そんなに簡単にパワーアップすることはできないだろうと思います（p. 29表参照）。

あとは、宣伝の共通化や重複の調整などにより効率化が図れるとか、地域連携することで実施回数が少なくとも見掛け上は倍増するというような効果もありましょう。それから、連携・協働することで、レベルアップや次世代スタッフへの「技」の継承がしやすくなっていくだろう、ということも挙げられます。

利用者側から見れば、現段階では相模原と町田で全然実情が違うということに伴うマイナス面もあると思いますが、そういうところが解消されて、継ぎ目のない、シームレスな相談体制ができていくという利点が考えられます。もちろん、

奴田原さんと柿澤さんのキャラクターに象徴されるような町田と相模原の違いや個性が喪失される恐れや地域性が喪失する恐れもあります。あるいは、利用者にも好みがあるわけで、同じようなサービスばかり提供されるとつまらないという声もあるかもしれません。さらには、現場も、今までとあまりに違う人と交流すると混乱したり、対立が発生したりするかもしれないという危惧もあります。

従って、そのような問題点も踏まえながら、今後、できれば実験的にこの地域をまたがるような何らかの相談の試みというものをどこかの時点でやれたらと思っています。

今の段階でも、町田・相模原で相談の担当者同士の間で、今回の研究をきっかけにした交流というのが始まっていて、既にそれなりに良い面が出てきているという気がします。そういうことも観察しながら、今後、研究を進めていきたいと思っています。少し雑駁ですが、以上です。

塩原 ありがとうございます。会場から質問がありましたら、どうぞ手を挙げていただけますでしょうか。

質問者その① 八王子から参りました。専門家相談会を八王子市でもやっているので分かるのですが、常設の相談の部分で、相談員を置かれて、大変多岐にわたる相談の内容を拝見しまして、これを相談員の方々はどんなふう to 処理しているのか。つまり、この多岐にわたる内容を専門分野の方に回すのか、それとも、ある程度はそこで解決するような相談員を置いていらっしゃるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

奴田原 町田市では、基本的に相談員は通訳であるべきだという認識をしています。ですから、私たちは弁護士でも行政書士でもないで、なるだけそれは専門家の人に話を聞こうと。我々は勉強することによって、いい相談ができるような仲介をしようというのが基本的な考え方になっています。行政にかかわるような問題に関しては、当然、市の職員の方のところと一緒にいく。あるいは、病院であれば、通訳として行くというような方式です。幸いなことに、最近は行政書士の方が何人かおられますので、そういった場合は相談員が2人、いわゆる専門家とそれを受け継ぐというか、そういうようなことで2人でできるだけ対応しようと。1人で対応すると、問題が複雑化したり、迷路に入っていく可能性があるもので、それを必ず2人でチェックしながら、あるいはお互いに確認しながらということで考えています。といっても、いろいろな問題で相談員が答えなければいけないような場合があります。行政書士の方がおられなかったりしますから、その

ときにはできるだけの回答をしたり、あるいは最終的な回答は場を改めて、あるいは我々が詳しい回答を得てから、回答するというような方向で相談に乗っています。

柿澤 「カラバオ・相模原」や「葦の会」もそうですが、できるところまで自分たちでやります。最終的にこれは私たち素人では手に負えないという部分については、弁護士に頼んだりしています。問題に突き当たると、その度に勉強会をして、専門的な知識をある程度蓄えて、できるところまでやります。なぜかという、相談に来るほとんどの人たちは弁護士に相談できるほどのお金を持っておりません。それなりだなという方については、専門家の行政書士のところに行った方がいいとか、弁護士のところに行った方がいいということで振りますが、ほとんどの人がそういうふうに関門家に頼んで、お金を払える人がいままないので、私たちのできるところまでやるという姿勢でやっています。最終的にできない場合には、弁護士のところに行き、弁護費用も分割払いでお願いして、ということもしています。

質問者その② 柿澤さんに。全国のいろいろな NGO とのネットワークというのは、どんな形でつくってこられて、今、どんな形でお互いの信頼関係というのを維持されているのか。

柿澤 信頼が維持されているということではなくて、いろいろと全国組織がありまして、毎年勉強会、研究会をしまして、そういうところへ行って、知り合いになります。この問題はここへ相談したらいいということで、NGO を拾い出して連絡を取り合いながらやっています。

質問者その② 具体的には移住連の全国フォーラムですか。

柿澤 そうです。「カラバオ・相模原」は移住連と一緒にやっていますから。そこが主な全国的なものの情報源で、それから、連携する団体のところですよ。移住連に入っていない労働組合のところもいくつかありますけれども。

塩原 移住連というのは、「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」ですね。次の方。

質問者その③ 高校の立場からお聞きします。外国籍の方々に中学生のお子さんを持っていて、高校に進学といった場合に、日本の中学生の9割以上は進学しているわけですが、お2人の直感で構わないのですが、何パーセントぐらいの子が実際に日本の高校に進学しているか。

奴田原 残念ながら、それに対する回答は私の方からはありません。むしろ、私の感覚では事務局の方でやっていただいているかどうかですが、どうですか？

小川剛彦（「町田国際交流センター」） 高校進学については、実は私ども「町田国際交流センター」では、外国人の子どもさんに日本語の支援、学校の勉強の支援というのをやっているのですが、具体的にそこに来ている子どもたちで2人、そういう形になります。実際、町田市では今のところ、中学生を対象とした支援というのがこのフォーラムでしか行われていないと思います。そこに来ている中学生の方に今、ボランティアの方が支援という形で、受験を控えて、できる限りの支援はしていますが、昨年場合は2人のみです。今年も3年生の子が2人ほどいます。あとは予備軍で、中学2年生や1年生の子も土曜日に来ていて、6人ぐらいです。ですから、全体の中学生のうちのパーセントというのは分かりません。

奴田原 そういうことで、私たちの交流センターの中では事務局も結構力があって、中国語のできる人がいたりするものですから、その辺の役割分担がハッキリしないというか、得意なところはお任せするという形でやっています。

柿澤 相模原の場合は分かりません。ただ、行けない子が多くいるという感覚はあります。「さがみはら国際交流ラウンジ」の早坂暢畝さん、高校進学率は分かる？

早坂暢畝 数値的には分からないですね。ただ、「カラバオ・相模原」の場合には、進学するために「多文化共生教育ネットワークかながわ」というのがあります。そこで進学のガイダンスを県内4、5カ所でやります。進学させようとする働きかけはしています。ただ、数値的にどのくらいかというのは分かりません。

質問者その④ 大学院で学生をやっています。柿澤さんにお尋ねしたいのですが、本年度は入管と在留資格に関する相談が非常に多いということで、具体的にどんな内容の相談かということです。つまり、手続きや何かに関する相談なのか。あるいは、オーバーステイだから、入管の方に出頭しなさいというような形で入管の方に回っているのか。また、入管と在留資格を分けて集計されているようですが、入管、在留資格、外国人登録ということで、入管に関する相談というのは具体的にどのようなものがあるのか、教えていただければと思います。

柿澤 入管というのは、在留資格があって、例えば、延長したいとか、そういう人たちです。在留資格に関する相談内容とは、統計的にいうなら、在留資格がなくて、その在留特別許可を求めなければいけないという相談です。それに取り組んでいます。それから、去年あったのは、子どもがいる女性で在留資格がなくて、入管に捕まり拘留されたが、釈放される場合の在留資格をどうしようかというよ

うなことに取り組んだケースもあります。最初から在留資格がなくて、日本人との関係もないような人は、入管に行っても在留資格は認められません。例えば、日本人と結婚して、子どもがいるけれども、離婚して、子どもが在留資格がなくなってしまったとか、日本人と結婚したけれども、在留資格がないまま結婚をして、その在留資格をどうしようとか、そういうことです。

塩原 これで第1部を閉めさせていただきたいと思います。

第2部 パネルディスカッション

「行政の取り組みと学校を核とした新たな試みを考える」

渡戸一郎 初めに町田市文化・国際交流財団事務局長の笠原道弘さんをお願いします。

